最終更新日：2015年6月30日

トピー工業株式会社
代表取締役社長　藤井　康雄
問合せ先：03-3493-0777
証券コード：7231
http://www.topy.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」というグループ基本理念を制定しております。すなわち、当社グループは、顧客・ユーザーの満足を得られる高品質で価格競争力のある商品を提供することで、社会の発展に寄与し、また、適時・適切な情報開示、地域社会への貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を一層高めていくことを使命としております。

当社は、当社グループが法と企業倫理に基づき行動し、グループ基本理念を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	48,182,641	20.01
トピーファンド	9,914,107	4.12
明治安田生命保険相互会社	9,751,345	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,556,000	3.55
株式会社みずほ銀行	7,878,024	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,731,000	2.80
トピー工業社員持株会	5,920,439	2.46
株式会社りそな銀行	5,909,055	2.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,746,000	2.39
みずほ信託銀行株式会社	4,893,000	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・株式会社みずほ銀行から、平成26年5月22日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年5月15日現在で株式会社みずほ銀行他計2名が15,349千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
結城　康郎	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
結城　康郎	○	―――	社外取締役結城康郎氏は、上記a～kのいずれにも該当せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当								

する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	0	0	3	その他

補足説明

社外委員2名（社外監査役2名）、社内委員1名

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査体制につきましては、他部門から独立した社長直轄組織である内部監査部を設置しております。
当社では、適正な業務執行や財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、内部監査部による監査活動を通じてその整備及び運用の状況を評価することで、内部統制システムの強化を図っております。
監査役、内部監査部及び会計監査人は、年間の監査計画の策定、監査の実施状況及び監査結果の報告等について、定期的な報告・意見交換会を行い、日常業務においても密な打ち合わせを行って相互連携を深めるとともに監査の実効性の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三津間　健	他の会社の出身者										△			
黒崎　民雄	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三津間　健	○	社外監査役三津間 健氏は、当社の資金の借入先である株式会社みずほ銀行の出身者です。当社は同社から借入金総額	社外監査役三津間 健氏は、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観性や中立性を重視し公正に監査を行うことができ、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。

		の1割程度の借り入れを行っており、同社は当社株式の3.27%を保有しております。	以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
黒崎　民雄	○	社外監査役黒崎民雄氏は、当社の資金の借入先である明治安田生命保険相互会社の出身です。当社は同社から借入金総額の1割未満の借り入れを行っており、同社は当社株式の4.05%を保有しております。	社外監査役黒崎民雄氏は、特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観性や中立性を重視し公正に監査を行うことができ、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員の報酬は、「報酬委員会」において報酬の方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役全員の協議により、それぞれ決定することとしています。
「報酬委員会」は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員2名（社外監査役2名）、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。
役員の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用するなど、より客観性を高めています。
取締役の報酬には、定額報酬及び業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。
業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%～75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した業績連動報酬は0%～65%、個人業績に連動した業績連動報酬は0%～10%としております。
会社業績に連動した業績連動報酬は、株主資本当期利益率（ROE）を主要指標として、総資産事業利益率（ROA）、売上高営業利益率及びD/Eレシオ等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と、経営活動その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出いたします。
社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
取締役　5名　187百万円
監査役　4名　79百万円（うち社外監査役　2名　41百万円）
計　　9名　267百万円（うち社外役員　2名　41百万円）

（注）
1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和27年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役分2百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、「報酬委員会」において報酬の方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役全員の協議により、それぞれ決定することとしています。
「報酬委員会」は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員2名（社外監査役2名）、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。
役員の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用するなど、より客観性を高めています。
取締役の報酬には、定額報酬及び業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。
業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%～75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した業績連動報酬は0%～65%、個人業績に連動した業績連動報酬は0%～10%としております。
会社業績に連動した業績連動報酬は、株主資本当期利益率（ROE）を主要指標として、総資産事業利益率（ROA）、売上高営業利益率及びD/Eレシオ等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と、経営活動その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出いたします。
社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役及び監査役は、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換会を行っております。
さらに、社外取締役及び監査役の職務を補助するための担当者をそれぞれ総務部及び監査役室に置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、監査役会設置会社であり、また経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図るため執行役員制度を導入しております。
当社の取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）は業務執行取締役4名、社外取締役1名で構成し、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決議しております。また、取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行っております。
さらに、経営環境の変化に迅速に対応するため取締役及び執行役員の任期を1年にしております。
監査役会は、社外監査役2名、社内監査役2名計4名で構成し、全監査役を常勤監査役として、公正かつ中立な監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、当社グループ事業に精通した業務執行取締役及び独立した立場の社外取締役ならびに法的に強い監査権が付与された監査役により経営の健全性の維持・強化を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を原則として、株主総会の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以前に株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文招集通知をホームページにて参考提供しております。
その他	招集通知をホームページにて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第2四半期の決算発表後ならびに中長期連結経営計画策定時には、アナリスト向けの決算説明会を実施しております。内容の説明は、代表取締役が行い、関連部門の役員も出席しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページの「株主・投資家情報」に、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算補足資料、中期連結経営計画発表資料、アナリスト・機関投資家向け説明会動画、株主の皆様へ及び決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部に広報・IR担当部長を置き、総務部、財務部及び経営企画部の各部にIRの担当者がおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ行動規範において、社会の信頼と共感を得るために、企業の社会的責任を全うすべく、各ステークホルダーとの関係を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「私たちは、美しい地球と豊かな社会を次世代に受け渡すために、素材から製品までの一貫したものづくりおいて、持続的発展が可能な社会形成に向けて継続的な改善を推進し、地球との協調、連帯により社会に貢献します。」と環境理念を定めております。また、豊川製造所、綾瀬製造所、豊橋製造所、神奈川製造所の各製造所でISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムによる環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ行動規範において、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的に公正かつ適切に開示すると定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。
また、業務の有効性および効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

1.当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1)法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」および「グループ行動規範」を取締役および使用人等全員へ周知する。
2)法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
3)各部門の業務に関する法令一覧および「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役および使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
4)内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」および「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人および取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。
5)社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築および運用状況を監査する。
6)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察および外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1)法令ならびに情報の保存および管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
2)取締役および監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。
2)大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
3)経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役会（原則月１回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
2)取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週１回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画および実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
3)執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。
(1)グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
(2)リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
(3)グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務および事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。
(4)法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。

6.当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
1)監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。
2)当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
3)当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。

7.当社の監査役への報告に関する体制
1)当社の取締役および使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
2)グループ会社の取締役、監査役および使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。
3)内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

8.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役が取締役および使用人等の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
2)代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
3)監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
4)監査役の職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。」ことを定め、一切の反社会的勢力と決別することを宣言しております。また、反社会的勢力への対応窓口を総務部と定め、不当要求防止責任者を置くとともに、特殊暴力防止対策連合会や特殊暴力防止対策協議会に加入・活動することで、反社会的勢力に関する情報を共有化し警察当局とも連携を図っております。さらに、全従業員に対し、コンプライアンスガイドブック（行動規範手引書）等の内容を参考に教育・研修を実施することで、反社会的勢力への対応の周知を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

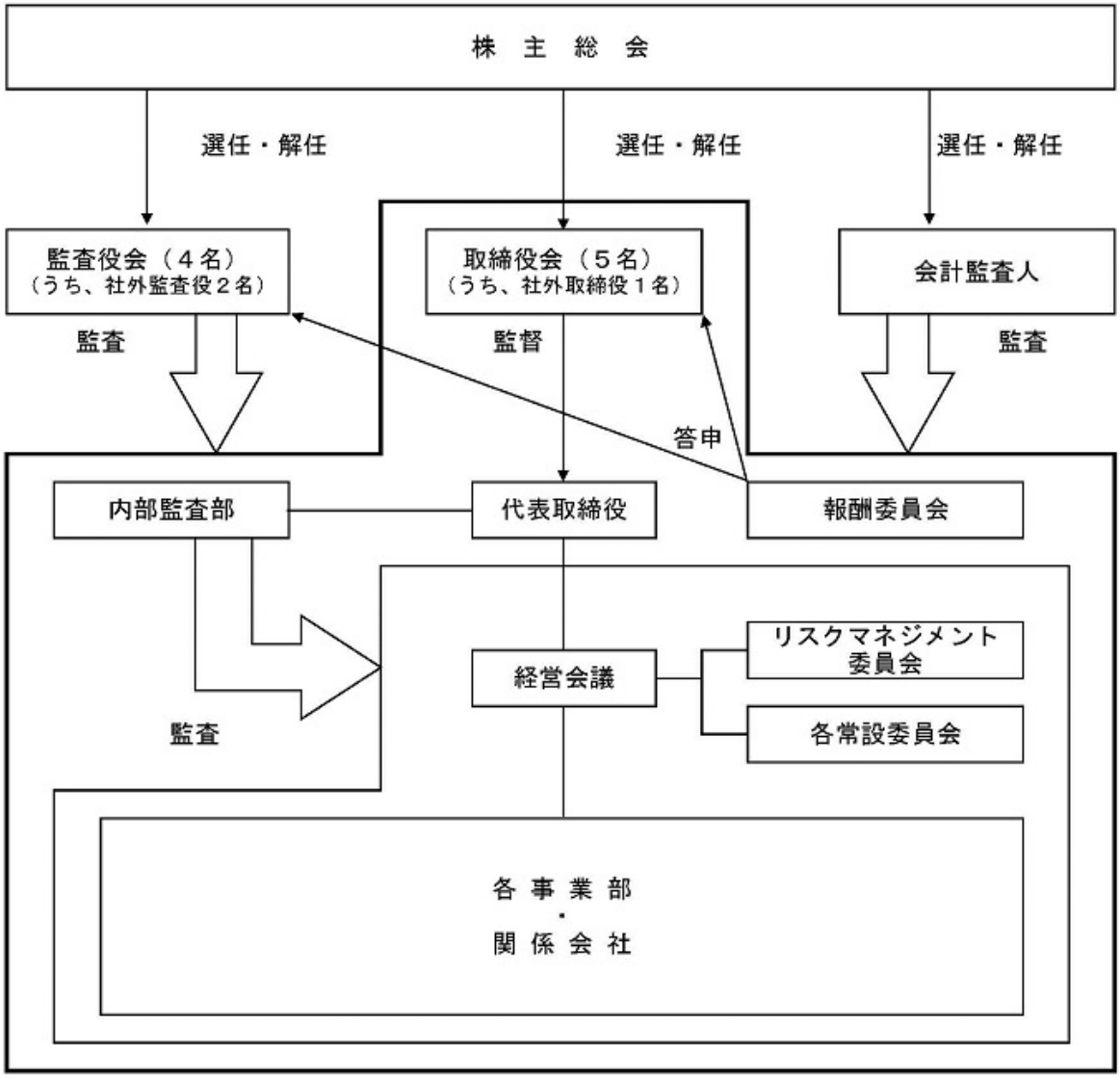
該当項目に関する補足説明

当社は、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について、平成25年6月26日開催の当社第119回定時株主総会に提案し、出席株主の賛成多数をもって可決承認され、継続導入いたしました。
内容につきましては、当社ホームページ(http://www.topy.co.jp/)に掲載いたしておりますのでご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

